

家 庭 的 保 育 事 業

指 導 監 查 基 準 (2 0 2 6 年 4 月 2 7 日 適 用)

町 田 市 地 域 福 祉 部

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 管 理 編

目 次

1	児童の入所状況	
(1)	利用定員の遵守	1
(2)	認可事項の変更	1
2	基本方針及び組織	
(1)	福祉サービスの基本的理念	1
(2)	利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止	1
(3)	個人情報保護	1
(4)	秘密保持	2
(5)	苦情解決	2
(6)	家庭的保育事業者運営規程	2
(7)	分掌事務	2
(8)	業務日誌（園日誌）	2
(9)	職員会議	2
3	就業規則等の整備	
(1)	就業規則	3
(2)	労使協定等	4
(3)	周知等の措置	4
4	職員の状況	
(1)	職員配置	4
(2)	職員の資格保有	4
(3)	採用、退職	4
(4)	関連帳簿の整備	5
5	勤務状況	
(1)	勤務体制	6
(2)	均等な待遇の確保	6
(3)	妊娠した労働者等の就業環境の整備	6
(4)	勤務状況の帳簿の整備	6
6	職員給与等の状況	
(1)	本俸・諸手当	7
(2)	社会保険	7
(3)	賃金台帳	7

7	健康管理	
(1)	安全衛生管理体制	7
(2)	健康診断	8
8	職員研修	8
9	施設長の責務	9
10	建物設備等の管理	
(1)	建物設備の状況	9
(2)	建物設備の安全、衛生	10
11	災害対策の状況	
(1)	管理体制（防火管理者）	10
(2)	事業所防災計画	11
(3)	避難確保計画	11
(4)	消防署の立入検査	11
(5)	防災訓練等	11
(6)	災害発生時への備え	12
(7)	保安設備	12
(8)	安全対策	12

特定地域型保育事業としての基準

1	確認の変更、変更の届出等	14
2	基本原則（運営）	14
3	利用定員に関する基準	14
4	運営に関する基準	
(1)	内容及び手続の説明及び同意	14
(2)	正当な理由のない提供拒否の禁止等	15
(3)	市が行うあっせん及び要請への協力	15
(4)	市が行う調整及び要請への協力	15
(5)	受給資格等の確認	15
(6)	教育・保育給付認定の申請に係る援助	15
(7)	地域型保育給付費の額の通知	15
(8)	評価（自己評価、第三者評価）	15
(9)	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	16
(10)	特定地域型保育事業者の運営規程	16
(11)	勤務体制の確保等	16
(12)	定員の遵守等	16
(13)	重要事項の掲示	16

(14)	秘密保持	17
(15)	情報の提供等	17
(16)	利益供与等の禁止	17
(17)	苦情解決	18
(18)	地域との連携等	18
(19)	電磁的記録等	18

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成15年5月30日法律第57号「個人情報の保護に関する法律」	個人情報保護法
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
6	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
7	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
8	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
9	平成5年11月19日労働省令第34号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」	パートタイム・有期雇用労働法 施行規則
10	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
11	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
12	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
13	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
14	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
15	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
16	平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
17	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
18	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
19	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
20	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
21	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
22	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
23	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法

No.	関係法令及び通知等	略称
24	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
25	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
26	令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	子発0327第5号通知
27	平成27年3月31日規則第13号「町田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則」	市認可規則
28	平成27年3月31日規則第16号「町田市子ども・子育て支援法に基づく確認に関する規則」	市確認規則
29	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
30	平成26年10月8日条例第34号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	市家庭的条例

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 利用定員の遵守	定員 家庭的保育事業の利用定員は5人以下とする。	1 利用定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第9項	(1) 利用定員が遵守されていない。	C
(2) 認可事項の変更	施設の設置認可事項について変更が生じた時は、市長に届け出なければならない。 <変更の届出が必要な認可事項> ① 名称、種類及び位置 ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ③ 法人格を有することを証する書類 ④ 事業の運営についての重要事項に関する規程 ⑤ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第2項、第3項、第4項 (2) 市認可規則第4条	(1) 認可内容の変更を届け出していない。	C
2 基本方針及び組織 (1) 福祉サービスの基本的理念	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしていないか。	(1) 市家庭的条例第11条 (2) 市条例第50条(第24条準用) (3) 労働基準法第3条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしている。	C
(2) 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止	家庭的保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 また、家庭的保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 参考 保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月 子ども家庭庁、文部科学省)	1 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 市家庭的条例第5条、第12条 (2) 市条例第3条、第50条(第25条準用) (3) 児童福祉法第33条の10 (4) 児童虐待防止法第3条 (5) 保育所保育指針第1章1(5) (6) 子発0327第5号通知	(1) 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。	C
(3) 個人情報保護	保育事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報保護法第15条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ (4) 市条例第50条(第27条準用)	(1) 適切な措置を講じていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持	<p>家庭的保育事業者の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>家庭的保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等 	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 市家庭的条例第20条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	<p>家庭的保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市家庭的条例第21条第1項 (2) 市条例第50条(第30条準用)	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 対応が不十分である。	C B
(6) 家庭的保育事業者運営規程	<p>家庭的保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 家庭的保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 家庭的保育事業の運営に関する重要事項 	1 家庭的保育事業者運営規程を適切に定めているか。	(1) 市家庭的条例第18条 (2) 市条例第46条	(1) 家庭的保育事業者運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(7) 分掌事務	<p>職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 市条例第47条、第49条第1項 (2) 市家庭的条例第19条	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(8) 業務日誌(園日誌)	<p>施設の状態を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要があり、5年間保管しておく必要がある。</p> <p>施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。</p> <p><例></p> <p>職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	1 業務(園)日誌を適切に作成しているか。	(1) 市条例第49条、第50条(第12条準用) (2) 市家庭的条例第19条	(1) 業務(園)日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。 (3) 記録を5年間保管していない。	B B C
(9) 職員会議	<p>施設は、職員会議等を通じて職員間の連携を十分に図ること。</p>	1 職員会議の開催方法等は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、3(5)イ	(1) 職員会議の参加者等が不適切である。 (2) 単なる情報伝達のみとなっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。 (3) 欠席者等へ周知していない。	B B B
		2 会議録を作成しているか。	(1) 市家庭的条例第19条 (2) 市条例第49条第1項	(1) 会議録を作成していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>3 就業規則等の整備 (1) 就業規則 ※該当する施設のみ</p>	<p>1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。</p> <p>2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間・有期雇用労働者について、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の労働者保護法令を遵守する必要がある。</p> <p>3 職員10人以上の施設にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。</p> <p>4 就業規則に記載すべき事項</p> <p>(1) 絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護等休暇を含む。)並びに交替制の場合は就業時転換</p> <p>② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給</p> <p>③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法</p> <p>(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期</p> <p>② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>2 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。</p> <p>3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか(平成25年4月1日施行)。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」</p> <p>(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条第2項</p>	<p>(1) 就業規則を作成していない。</p> <p>(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。</p> <p>(1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 労使協定等	<p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要があり、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。</p> <p>1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。</p> <p>2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p>	<p>1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)</p> <p>2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)</p>	<p>(1) 労働基準法第36条</p> <p>(1) 労働基準法第24条</p>	<p>(1) 36協定を締結していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(3) 協定内容と現状に差異がある。</p> <p>(1) 24協定を締結していない。</p> <p>(2) 協定内容、手続が不適切である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 周知等の措置	<p>1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。</p> <p>なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p>	<p>1 就業規則等を職員に周知しているか。</p> <p>2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条</p> <p>(1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>(1) 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>4 職員の状況</p> <p>(1) 職員配置</p> <p>(2) 職員の資格保有</p> <p>(3) 採用、退職</p>	<p>家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員(調理業務の全部を委託する場合を除く。)を置かなければならない。なお、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、要件を満たす家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>家庭的保育者及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。</p> <p>1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p> <p>1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。</p> <p>1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第23条</p> <p>(1) 市家庭的条例第8条、第23条第2項、第3項</p> <p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p> <p>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</p> <p>(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。</p> <p>(2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 関連帳簿の整備	<p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は有期労働契約に更新回数の上限がある場合には当該上限を含む。) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> <p>上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p> <p>4 データベースの活用 事業主は、保育士を任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用すること。 データベースにより、特定登録取消者に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、十分慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。 ※特定登録取消者とは次の者のことをいう。 ① 児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を消された者。 ② ①以外の者で保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。</p>	<p>3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。</p> <p>4 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条</p> <p>(1) 児童福祉法第18条の20の4 (2) 子発第0327第5号通知 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断をしていない。</p>	<p>B B</p> <p>C</p>
	<p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等)</p>	<p>1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。</p>	<p>(1) 市家庭の条例第19条 (2) 市条例第49条第1項</p>	<p>(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(2) 履歴書	2 履歴書を整備しているか。	(1) 市家庭的条例第19条 (2) 市条例第49条第1項	(1) 履歴書を整備していない。	B
	(3) 労働者名簿 ＜記載事項＞ ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその事由 ⑨死亡年月日及びその原因等	3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条、109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条	(1) 労働者名簿を整備・保管していない。	B
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条 (1) 均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規職員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (2) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の仕事状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 市家庭的条例第19条 (2) 市条例第49条第1項 (3) 労働基準法第109条 (4) 労働安全衛生法第66条の8の3 (5) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 初任給を規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (4) 適正な給与水準となっていない。	B B B B
(2) 社会保険 ※該当する施設のみ	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険及び厚生年金保険について、職員1人以上を使用する事業所は、雇用保険及び労働者災害補償保険について、それぞれ被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっている。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条 (2) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条 (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条 (5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条 (6) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条 (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条 (3) 市条例第49条第1項	(1) 賃金台帳の整備・保管を5年間していない。	B
7 健康管理 (1) 安全衛生管理体制 ※該当する施設のみ	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、第23条の2	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を作成・保存しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第17条第4項</p> <p>(2) 労働安全衛生法第66条</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第51条、第52条の9～21</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2</p> <p>(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第27条の4</p> <p>(6) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」第3 11(4)ト</p> <p>(7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。</p> <p>(2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(3) 健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(4) 健康診断の実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
8 職員研修	<p>職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。</p> <p>施設長は、施設の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p>	<p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 研修計画を適切に立てているか。</p> <p>3 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第9条</p> <p>(2) 保育所保育指針第5章2(2)、3、4</p> <p>(3) 市条例第3条第4項、第47条第3項</p>	<p>(1) 研修を実施していない。</p> <p>(2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(3) 研修の機会が公平に与えられていない。</p> <p>(1) 研修計画が適切に立てられていない。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における研修の充実を図ること。 ・ 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・ 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・ 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、施設全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・ 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 ・ 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。 				
9 施設長の責務	<p>施設長は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。</p> <p>施設長は、家庭的保育事業所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、施設を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該家庭的保育事業所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>施設長は、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者でなければならない。</p>	1 施設長はその職責を果たしているか。	(1) 保育所保育指針第5章2 (1) (2) 市条例第45条、第47条第3項 (3) 市家庭的条例第5条第2、3、4項、第9条第2項、第23条第2項	(1) 運営管理上問題が生じている。 (2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。 (3) 施設長が専任となっていない。	C B C
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、市家庭的条例及びその他の法令を満たす必要がある。</p> <p>2 建物設備等の内容変更により、市家庭的条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、市長に内容変更の届出をすることがある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をすることがある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上。 ・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。 <p>4 施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p>	(1) 市家庭的条例第22条 (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 市認可規則第4条 (1) 市家庭的条例第22条第2号、第7号 (1) 市家庭的条例第14条第3項	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。 (1) 基準面積が不足している。 (1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	C C B B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>3 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p> <p>4 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第5条第6項、第22条第4号</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ</p> <p>(3) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75号)</p> <p>(1) 市家庭的条例第5条第6項(2) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 市家庭的条例第14条第1(2) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 市家庭的条例第14条第1(2) 保育所保育指針第3章3</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 備品が損傷して危険である。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>11 災害対策の状況</p> <p>(1) 管理体制(防火管理者)</p> <p>※該当する場合のみ</p>	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p><業務内容></p> <p>① 消防計画の作成</p> <p>② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施</p> <p>③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備</p> <p>④ 火気の使用又は取扱いに関する監督</p> <p>⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</p> <p>⑥ 収容人員の管理</p> <p>⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条</p> <p>(2) 消防法施行令第3条</p> <p>(3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。</p> <p>(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。</p> <p>(3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 事業所防災計画	事業者は、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。	1 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 市家庭的条例第7条第1項 (2) 東京都震災対策条例第10条 (3) 東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)第4条第4項 (4) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B
(3) 避難確保計画	町田市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、町田市長に報告しなければならない。	1 避難確保計画を作成し、町田市に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 町田市に報告していない。	B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B
(5) 防災訓練等	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。施設は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 ・ 消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・ 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・ 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・ 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。</p> <p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生時の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p>	<p>1 避難・消火・通報訓練を法令・条例で定められているとおり実施しているか。</p> <p>2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>3 訓練結果の記録を整備しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第7条第2項 (2) 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>(3) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項</p> <p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項</p>	<p>(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。</p> <p>(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。</p>	C B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	<p>3 町田市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を町田市長に報告しなければならない。</p> <p>実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、施設として適切に行動できるように次のとおり備えておくこと。</p> <p>① 施設の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各施設でマニュアルを作成し、施設の防災対策を確立しておく必要がある。</p> <p>② 地域の関係機関及び関係者との連携については、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが重要である。</p> <p>また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 参考 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</p>	4 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、町田市に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 町田市に報告していない。	B B
		1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4 (2) ア (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。	B
(7) 保安設備	<p>1 家庭的保育事業においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにしなければならない。</p> <p>2 火災報知器及び消火器を設置すること。</p>	2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4 (3) イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B
		1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B
		2 消防用設備等の自主点検をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	C
(8) 安全対策	<p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 関係機関や地域との連携を図る。 	3 火災報知器及び消火器を設置すること。	(1) 市家庭的条例第22条第8号	(1) 未設置である。	C
		1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章3 (2)、4(1)～(3) (2) 雇児総発第402号通知 (3) 雇児総発0915第1号通知	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>1 安全計画 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)。</p>	<p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第7条の2</p> <p>(1) 市家庭的条例第7条の3</p>	<p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p> <p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</p> <p>(2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定地域型保育事業としての基準					
1 確認の変更、変更の届出等	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用定員を増加しようとするときは、確認の変更を申請することができる。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市へ届け出なければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少しようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市へ届け出なければならない。</p>	<p>1 確認の変更を申請しているか。</p> <p>2 変更の届出をしているか。</p> <p>3 利用定員の減少の届出をしているか。</p>	<p>(1) 支援法第44条第1項 (2) 支援法施行規則第40条 (3) 市確認規則第3条</p> <p>(1) 支援法第47条第1項 (2) 支援法施行規則第41条第1項、第2項 (3) 市確認規則第4条</p> <p>(1) 支援法第47条第2項 (2) 支援法施行規則第41条第3項 (3) 市確認規則第5条</p>	<p>(1) 確認の変更を申請していない。</p> <p>(1) 変更の届出をしていない。</p> <p>(1) 利用定員の減少の届出をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 基本原則(運営)	<p>特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。</p> <p>2 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第3条 (2) 市条例第3条第4項、第25条、第47条第3項、第50条</p>	<p>(1) 必要な体制の整備を行っていない。</p> <p>(2) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(3) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
3 利用定員に関する基準	<p>1 家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p>	<p>(1) 市条例第37条、第48条</p>	<p>(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。</p>	<p>C</p>
4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 重要事項の交付及び説明を行い、保育の提供の開始について、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 市条例第38条</p>	<p>(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。</p> <p>(1) 保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 特定地域型保育の提供を拒否していないか。	(1) 市条例第39条第1項	(1) 正当な理由がないにも関わらず、特定地域型保育の提供を拒否している。	C
(3) 市が行うあっせん及び要請への協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について支援法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第40条第1項	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。	C
(4) 市が行う調整及び要請への協力	特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行う調整及び要請に対し協力しているか。	(1) 市条例第40条第2項	(1) 市が行う調整及び要請に対し協力できていない。	C
(5) 受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 市条例第8条、第50条	(1) 支給認定証によって、保育必要量等を確認していない。	B
(6) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	1 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第9条第1項、第50条	(1) 教育・保育給付認定の申請に係る援助を行っていない。	C
		2 教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る援助を行っているか。	(1) 市条例第9条第2項、第50条	(1) 原則有効期間満了日の30日前までに変更の認定申請が行われるよう援助していない。	C
(7) 地域型保育給付費の額の通知	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(支援法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、市条例第43条第2項に規定する法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 地域型保育給付費の額を通知しているか。	(1) 市条例第14条第1項、第50条	(1) 法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を、保護者に対し通知していない。	C
		2 特定地域型保育提供証明書の交付を行っているか。	(1) 市条例第14条第2項、第50条	(1) 必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を保護者に対し交付していない。	C
(8) 評価(自己評価、第三者評価)	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。	(1) 市条例第45条第1項	(1) 自ら提供する特定地域型保育の質の評価を行い、改善を図っていない。	C
		2 第三者評価等を受審し、その結果を公表して、改善を図るよう努めているか。	(1) 市条例第45条第2項	(1) 第三者評価等を受審し、その結果を公表して、改善を図るよう努めていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	(1) 市条例第19条、第50条	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を市に通知していない。	C
(10) 特定地域型保育事業者の運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 特定地域型保育事業者運営規程を適切に定めているか。	(1) 市条例第46条	(1) 特定地域型保育事業者運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(11) 勤務体制の確保等	1 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 特定地域型保育事業所の職員によって、特定地域型保育の提供が行われているか。 3 研修の機会が確保がされているか。	(1) 市条例第47条第1項 (1) 市条例第47条第2項 (1) 市条例第47条第3項	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 特定地域型保育事業所の職員によって、特定地域型保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。	C C C
(12) 定員の遵守等	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	1 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	(1) 市条例第48条	(1) 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っている。	C
(13) 重要事項の掲示	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所の見やすい場所に、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 2 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じているか。	(1) 市条例第23条、第50条 (2) 市条例第23条、第50条	(1) 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していない。 (2) 利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧できる措置を講じていない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(14) 秘密保持	<p>2 特定地域型保育施設の設置者は政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定地域型保育施設設置者経営情報(特定地域型保育施設ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。)を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>1 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 	<p>1 毎事業年度終了後五月以内に当該事業年度に係る特定地域型保育施設設置者経営情報を都道府県に報告しているか。</p> <p>1 事業所は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 支援法第58条第2項</p> <p>(1) 市条例第27条第1項、第2項、第50条</p>	<p>(1) 毎事業年度終了後五月以内に当該事業年度に係る特定地域型保育施設設置者経営情報を都道府県に報告していない。</p> <p>(1) 必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 必要な措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(15) 情報の提供等	<p>3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業者を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなつてはならない。</p>	<p>2 文書により保護者の同意を得ているか。</p> <p>1 特定地域型保育の内容に関する情報提供を行っているか。</p> <p>2 特定地域型保育事業について広告する場合の内容が、虚偽又は誇大となっていないか。</p>	<p>(1) 市条例第27条第3項、第50条</p> <p>(1) 市条例第28条第1項、第50条</p> <p>(1) 市条例第28条第2項、第50条</p>	<p>(1) 文書により保護者の同意を得ていない。</p> <p>(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行っていない。</p> <p>(1) 広告する場合の内容が虚偽又は誇大となっている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(16) 利益供与等の禁止	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>1 利益供与等は行われていないか。</p> <p>2 利益収受等は行われていないか。</p>	<p>(1) 市条例第29条第1項、第50条</p> <p>(1) 市条例第29条第2項、第50条</p>	<p>(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。</p> <p>(1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、4の改善の内容を当該市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情解決の窓口の設置等必要な措置を講じているか。</p> <p>2 苦情内容等を記録しているか。</p> <p>3 市が実施する事業へ協力しているか。</p> <p>4 市への協力とともに、指導又は助言に従い改善を行っているか。</p> <p>5 改善の内容を当該市へ報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第30条第1項、第50条</p> <p>(1) 市条例第30条第2項、第49条第2項第4号、第50条</p> <p>(1) 市条例第30条第3項、第50条</p> <p>(1) 市条例第30条第4項、第50条</p> <p>(1) 市条例第30条第5項、第50条</p>	<p>(1) 苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 苦情について、その内容等を記録していない。</p> <p>(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力していない。</p> <p>(1) 市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じない。</p> <p>(2) 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市が求めた事項に関する改善内容を当該市に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(18) 地域との連携等	<p>特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 市条例第31条、第50条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>
(19) 電磁的記録等	<p>1 家庭的保育事業者は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 家庭的保育事業者は市条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて市条例第53条第4項で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法</p> <p>3 2の承諾を得た家庭的保育事業者は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。</p> <p>※ 1～3は市条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。(市条例第53条第6項)</p>	<p>1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。</p> <p>2 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第53条第1項</p> <p>(1) 市条例第53条第2項～第4項 (2) 市家庭的条例第49条</p> <p>(1) 市条例第53条第5項 (2) 市家庭的条例第49条</p>	<p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

保 育 内 容 編

目 次

1 保育の状況	
(1) 保育に関する基本原則	1
(2) 人権の尊重	2
(3) 養護に関する基本的事項	3
(4) 全体的な計画の作成	3
(5) 指導計画	3
(6) 指導計画の展開	4
(7) 保育内容等の評価	5
(8) 保育時間、開所時間及び開所日数	5
(9) 整備すべき帳簿	5
(10) 保護者との連絡	6
2 食事の提供の状況	
(1) 食育計画	6
(2) 食事計画と献立業務	7
(3) 食事の提供	8
(4) 衛生管理	9
(5) 調理業務委託	11
(6) 食事の外部搬入	11
3 健康・安全の状況	
(1) 保健計画	12
(2) 児童健康診断	12
(3) 健康状態の把握	13
(4) 虐待等への対応	13
(5) 疾病等への対応	13
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	14
(7) 児童の安全確保	15

特定地域型保育事業としての基準

1 基本原則（保育）	18
2 保育に関する基準	
（1）子どもの心身の状況の把握	18
（2）特定教育・保育施設等との連携	18
（3）保育の提供の記録	18
（4）保育所保育指針に準じた保育の提供	18
（5）相談及び援助	19
（6）保育提供困難時の対応	19
（7）緊急時等の対応	19
（8）差別の禁止	19
（9）虐待等の禁止	19
（10）事故発生の防止及び発生時の対応	19
（11）提供する特定地域型保育の記録	20

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
3	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」	こ成事第175号通知
4	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
5	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
6	平成16年3月29日雇児保発第0329001号通知「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
7	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
8	令和3年4月1日子保発0401第2号通知「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
9	令和2年3月31日子母発0331第1号通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
10	令和2年1月21日、厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
11	平成13年8月1日雇児総発第36号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
12	平成9年3月31日社援施第65号通知「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
13	平成8年6月18日社援施第97号通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
14	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
15	昭和39年8月1日児発第669号通知「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
16	平成9年8月8日社援施第117号通知「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	平成9年社援施第117号通知
17	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発第0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
18	平成8年8月8日児企発第26号通知「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企発第26号通知
19	平成8年7月25日社援施第117号通知「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知

	関係法令及び通知等	略称
20	平成10年2月18日児発第86号通知「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
21	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
22	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
23	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
24	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
25	平成31年2月28日子発0228第2号通知「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
26	平成31年2月28日子発0228第3号通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
27	令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	8福祉子保第19号通知
28	平成30年10月12日30福保子保第3635号通知「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号通知
29	令和6年2月8日5福祉子保第3004号通知「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」	5福祉子保第3004号通知
30	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
31	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号通知「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
32	令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
33	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号通知
34	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
35	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
36	平成26年10月8日条例第34号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	市家庭的条例

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育に関する基本原則</p>	<p>(役割) 家庭的保育事業者は、児童福祉法第34条の15の規定に基づき市の認可を得て事業を行う者であり、保育所保育指針に準じ、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 また、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(目標) 家庭的保育事業者は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、家庭的保育事業の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 家庭的保育事業者は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>(方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 市条例第44条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、家庭的保育事業者における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。家庭的保育事業者における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3) (3) 市条例第44条	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	家庭的保育事業は、保育所保育指針第1章1(2)に示した保育の目標を達成するために、各事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。また、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を編成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1) (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3) (3) 市条例第44条	(1) 全体的な計画を編成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画 ア 指導計画の構成	家庭的保育事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ア (2) 市条例第44条 (1) 保育所保育指針第1章3(2) ア (2) 市条例第44条	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。	C C
イ 作成上の留意事項	子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) イ(ア)、(イ)、(ウ) (2) 市条例第44条	(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B
ウ ねらい及び内容、環境構成	指導計画においては、事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ウ (2) 市条例第44条	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
エ 生活リズムの調和	一日の生活リズムや在園時間が異なる子どもがと共にごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) エ (2) 市条例第44条	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
オ 午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ (2) 市条例第44条	(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。 (1) 安全な睡眠環境を確保していない。 (1) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ (2) 市条例第44条	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障がいのある子どもの保育	障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障がいのある子どもの保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ (2) 市条例第44条	(1) 障がいのある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障がいのある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 事業所長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。 2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分な。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ (2) 市条例第44条 (1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ (2) 市条例第44条、第45条、第49条、第50条(第12条準用) (1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 市家庭的条例第19条 (3) 市条例第44条、第49条第2項	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。 (1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。 (1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録が不十分である。	B B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保育内容等の評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。</p> <p>② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>2 家庭的保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 家庭的保育事業者の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や事業所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。</p> <p>3 家庭的保育事業者は、評価の結果を踏まえ、当該事業所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>参考 保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)</p>	<p>1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p> <p>2 家庭的保育事業者の自己評価を行っているか。</p> <p>3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第9条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5) (2) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第5条第3項、第4項 (1) 市条例第45条第1項 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2)</p> <p>(1) 市家庭的条例第5条第3項、第4項 (2) 市条例第45条 (3) 保育所保育指針第1章3(5)</p>	<p>(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者の自己評価を行っていない。</p> <p>(1) 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(8) 保育時間、開所時間及び開所日数	<p>家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めること。</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第24条 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](1)</p>	<p>(1) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。</p> <p>(2) 8時間の開所時間を確保していない。</p> <p>(3) 全部又は一部休所している。</p> <p>(4) 家庭保育を依頼している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(9) 整備すべき帳簿	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第19条 (2) 市条例第49条第2項</p> <p>(1) 市家庭的条例第19条 (2) 市条例、第44条、第49条 (3) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 保護者との連絡	<p>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。</p>	1 保護者との連絡は十分か。	<p>(1) 市家庭的条例第26条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア</p> <p>(3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p> <p>(4) 市条例第44条、第50条(第18条、第32条準用)</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
2 食事の提供の状況	<p>(家庭的保育事業者の特性を生かした食育)</p> <p>子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>家庭的保育事業における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。</p> <p>(食育の環境の整備等)</p> <p>日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。</p> <p>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>参考 「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>		<p>(1) 市家庭的条例第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章2</p> <p>(3) 子発0331第1号通知</p> <p>(4) 食育基本法</p> <p>(5) 雇児保発第0329001号通知</p> <p>(6) 市条例第44条</p>		
(1) 食育計画	<p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	<p>(1) 市家庭的条例第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ</p> <p>(3) 雇児保発第0329001号通知</p> <p>(4) 子保発0401第2号通知</p> <p>(5) 市条例第44条</p>	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、事業所や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。</p> <p>2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に事業所長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に事業所全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p>	<p>1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。</p> <p>2 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>3 定期的に事業所長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準</p> <p>(1) 市家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知3 (2)</p>	<p>(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に事業所長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
イ 献立の作成	<p>家庭の保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 また、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 献立作成に当たっては、利用乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりがつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間周期以上の献立となっている。 ・ 誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・ 四季に応じた食品が使用されている。 	<p>1 献立を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 献立を作成していない。</p> <p>(2) 予定献立の記載が不十分である。</p> <p>(3) 責任者の関与がない。</p> <p>(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。</p> <p>(5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられる。</p> <p>(7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 市家庭的条例第15条、 (2) 成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第65号通知 (5) 社援施第97号通知	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。 (5) 食品材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C C B B C B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 市家庭的条例第15条 (1) 市家庭的条例第19条 (2) 成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	C C B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 市家庭的条例15条 (2) 成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (3) 保育所保育指針第1章2イ(イ)④、第2章1(2)ア(イ)①、③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②、④、(ウ)②、④、第3章2(2)ウ (4) 子発0331第1号通知 (5) 食事による栄養摂取量の基準 (4) 市条例第44条	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等 (4) 衛生管理 ア 検便	<p>(1歳以上3歳未満児)</p> <p>1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。</p> <p>健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)</p> <p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>※ 具体的な対応については、3 健康・安全の状況(5)参照</p> <p>参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都福祉保健局)</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p> <p>(3) 市家庭的条例第15条</p> <p>(4) 市条例第44条</p>	<p>(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>(2) 調理室の改築・修繕等</p> <p>(3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>1 事業所の都合で食事を中止していないか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤</p>	<p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(2) 間食を提供していない。</p> <p>(3) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。)</p> <p>・検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第17条</p> <p>(2) 雇児総発第36号通知</p> <p>(3) 社援施第65号通知</p> <p>(4) 社援施第97号通知</p> <p>(5) 労働安全衛生規則第47条、第51条</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</p> <p>(3) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 事業所長は、事業所の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、その都度点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。 また、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 雇児総発第36号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 児企第16号通知 (1) 市家庭的条例第5条、第14条 (2) 雇児総発第36号通知 (3) 社援施第65号通知 (4) 児発第669号通知 (5) 平成9年社援施第117号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等) (2) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である。 (1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C B C
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 事業所内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。 3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。 4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。 2 検食を適切に行っているか。 3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。 4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 市家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章3(1) (3) 社援施第97号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (1) 雇児総発第0307001号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 児企発第26号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (5) 市条例第44条、第49条、第50条(第32条準用) (1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。 (1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。 (1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 調理業務委託	<p>調理業務については、事業所が責任を持って行えるよう事業所の職員により行われることが原則であり、望ましい。</p> <p>しかしながら、事業所の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、事業所職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>調理業務を委託する場合は、当該事業所や保健所、市の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、保育所に準じ、児発第86号通知を順守すること。</p> <p>また、契約内容、事業所と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受託業者に対して、事業所側から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと事業所が認めるとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても事業所側において契約を解除できること。 ③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため事業所に損害を与えた場合は、受託業者は事業所に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 事業所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。 	<p>1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。</p>	<p>(1) 児発第86号通知 (2) 成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](7)</p>	<p>(1) 調理業務委託契約書を作成していない。</p> <p>(2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。</p> <p>(3) 食事の質が確保されていない。</p> <p>(4) 事業所内の調理室を使用して調理していない。</p> <p>(5) 栄養面での配慮がされていない。</p> <p>(6) 事業所が行う業務を行っていない。</p> <p>(7) 事業所が行う業務が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(6) 食事の外部搬入	<p>要件を満たす家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者は、食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>[搬入施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設 ・ 当該家庭的保育事業者と同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業等を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ・ 学校給食法(昭和29年法律第160号)に規定する義務教育諸学校・共同調理場 	<p>1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第16条</p>	<p>(1) 外部搬入の要件を満たしていない。</p> <p>(2) 外部搬入の方法が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>				
<p>3 健康・安全の状況</p> <p>(1) 保健計画</p> <p>(2) 児童健康診断</p>	<p>子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、事業所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p> <p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>また、家庭的保育事業者は市家庭的条例第17条の表左欄に掲げる健康診断又は健康診査が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者はそれぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <p>2 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>1 保健計画を作成しているか。</p> <p>1 健康診断を適切に行っているか。</p> <p>2 健康診断の記録を作成しているか。</p> <p>3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章 (2) 市条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア (2) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第17条2項 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ (3) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ (3) 市条例第44条</p>	<p>(1) 保健計画を作成していない。</p> <p>(1) 利用開始時の健康診断を行っていない。</p> <p>(2) 健康診断を年2回行っていない。</p> <p>(3) 実施時期・方法等が不適切である。</p> <p>(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。</p> <p>(2) 健康診断記録が不十分である。</p> <p>(1) 保護者と連絡をとっていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 健康状態の把握	<p>1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>	<p>1 日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p> <p>3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ</p> <p>(2) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第26条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(1)イ</p> <p>(3) 市条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア</p> <p>(2) 市条例第44条</p>	<p>(1) 日々の健康状態を観察していない。</p> <p>(2) 日々の健康状態の観察が不十分である。</p> <p>(1) 保護者と連絡をとっていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(4) 虐待等への対応	<p>子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に報告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第12条</p> <p>(2) 児童虐待防止法第5条、第6条</p> <p>(3) 児童福祉法第25条</p> <p>(4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ</p> <p>(5) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例第7条</p> <p>(6) 子発0228第2号通知</p> <p>(7) 子発0228第3号通知</p> <p>(8) 市条例第44条</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。</p> <p>(1) 適切に対応していない。</p> <p>(2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>1 体調不良等への対処を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第18条、第50条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p> <p>(3) 市条例第44条</p>	<p>(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>
イ 感染症	<p>感染症やその他の疾病の発生予防に努めること。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タオル、コップ等を共用していないか。 ・ 食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>参考「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省)</p>	<p>1 感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ・再発防止対策に、事業所全体で取り組んでいるか。</p>	<p>(1) 市家庭的条例第14条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ</p> <p>(3) 市条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)</p> <p>(2) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第14条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ</p> <p>(3) 市条例第44条</p>	<p>(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。</p> <p>(1) まん延防止対策を講じていない。</p> <p>(2) まん延防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>施設長は職員に対し、感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市所管課、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>参考 保育所保育指針 第3章1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月厚生労働省)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>5 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p> <p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子どもの現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。 	<p>(1) 5福祉子保第4008号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (4) 市条例第44条</p>	<p>(1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。</p> <p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)ア、イ (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)、第2[共通事項](2) (3) 30福保子保第3635号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 5福祉子保第3004号通知 (6) 市条例第44条</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(7) 児童の安全確保 ア 事故防止</p>	<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角をつくらない。) 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ヒモ及びひも状のものをそばに置かない。 厚着をさせ過ぎない。暖房を効かせすぎない。 必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角をつくらない。) 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) 保育室内は禁煙を徹底する。 日々、個々の体調確認の徹底。(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>参考「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、事業所内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所、設備等を把握しているか。 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](2) (3) 30福保子保第3635号通知 (4) 雇児総発第402号通知</p> <p>(5) 5福祉子保第3004号通知 (6) 市条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (4) 府子本第679号通知 (5) 市条例第44条、第49条、第50条(第18条、第32条準用)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5) (4) 市条例第44条</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C B</p> <p>C B</p> <p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・ クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和5年1月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 ・ 職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・ 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・ 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子、置き去り防止を行う。 ・ 散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・ 目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項について」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p> <p>4 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。</p> <p>5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所]</p> <p>(4) 市条例第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5) (4) 府子本第679号通知 (5) 市条例第44条</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p> <p>(1) 園外保育時に複数の職員が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員の対応が不十分である。</p> <p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である</p>	<p>C B C B C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故発生時の対応	<p>2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p> <p>3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 事業所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には市に報告すること。</p> <p>(1)重大事故 ① 死亡事故 ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>(2)自動車への置き去り事故 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(以下「安全装置」という。)の装備が義務付けられている自動車は以下の①及び②の双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下の①に該当する場合に報告すること。 ① 点呼等による所在確認の不実施による事故 ② 安全装置の不適切な運用や故障等による事故</p> <p>(3)感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次の①、②又は③に該当する場合 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>6 児童の送迎は保護者が行うよう周知を徹底しているか。</p> <p>7 自動車への乗降者の際に、児童の所在を確認しているか。</p> <p>1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</p> <p>2 報告対象となる事故を市に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 雇児総発第402号通知別添-2-1(保育所の通所時における安全確保) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (3) 市条例第44条</p> <p>(1) 市家庭的条例第7条の3第1項</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 市家庭的条例第19条 (3) 8福祉子保第19号</p> <p>(4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7) (6) 市条例第44条</p> <p>(1) こ成安第45号通知 (2) 8福祉子保第19号</p> <p>(3) 市条例第32条第2項、第50条 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。</p> <p>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。</p> <p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C B C B C B</p>
					<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>(5) その他、児童の生命又は、心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p>				
特定地域型保育事業としての基準					
1 基本原則(保育)	<p>1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定地域型保育の提供に努めなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 良質かつ適切な特定地域型保育の提供を行っているか。</p> <p>2 人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ配慮を行っているか。</p> <p>3 密接な連携を努める手立てを講じているか。</p>	<p>(1) 市条例第3条第1項</p> <p>(1) 支援法第45条第5項 (2) 市条例第3条第2項</p> <p>(1) 支援法第45条第3項 (2) 市条例第3条第3項</p>	<p>(1) 良質かつ適切な特定地域型保育の提供を行っていない。</p> <p>(1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定地域型保育の提供に努めていない。</p> <p>(1) 市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス・福祉サービスを提供するものとの連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
2 保育に関する基準					
(1) 子どもの心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	(1) 市条例第41条	(1) 保育の提供にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
(2) 特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	1 特定教育・保育施設等との連携に努めているか。	(1) 市条例第42条第9項 (2) 市家庭的条例第6条	(1) 提供する保育の終了にあたり、円滑な接続に資するよう、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めていない。	B
(3) 保育の提供の記録	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 保育の提供について記録されているか。	(1) 市条例第12条、第50条	(1) 保育の提供について、必要な事項を記録していない。	C
(4) 保育所保育指針に準じた保育の提供	特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に準じた適切な保育の提供を行っているか。	(1) 市条例第44条	(1) 保育所保育指針に準じ、心身の状況等に応じた適切な保育の提供を行っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 相談及び援助を行っているか。	(1) 市条例第17条、第50条	(1) 子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努めていない。 (2) 子ども又は保護者からの相談に対し、適切に応じていない。 (3) 子ども又は保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。	C C C
(6) 保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 保育の提供が困難な場合適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市条例第39条第4項	(1) 保育の提供が困難な場合に、他の施設や事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じていない。	C
(7) 緊急時等の対応	特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 事故防止及び事故発生時の職員の対応について、必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第18条、第50条	(1) 体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
(8) 差別の禁止	特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	(1) 市条例第24条、第50条	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
(9) 虐待等の禁止	特定地域型保育事業者の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 市条例第3条第4項、第25条、第50条	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	C
(10) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)から(3)に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故発生時の対応・事故の再発防止のための指針が整備されているか。 2 事故発生後の対応について、必要な措置を講じる体制が整備されているか。 3 事故の状況、処置について記録されているか。 4 損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市条例第32条第1項、第50条 (1) 市条例第32条第2項、第50条 (1) 市条例第32条第3項、第50条 (1) 市条例第32条第4項、第50条	(1) 事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。 (2) 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない。 (3) 事故発生防止委員会及び研修が定期的実施されていない。 (1) 速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されていない。 (1) 事故の状況及び処置についての記録がない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。	C C C C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 提供する特定地域型保育の記録	<p>特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の①から⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>① 特定地域型保育の提供に当たっての計画 ② 特定地域型保育の提供の記録 ③ 市への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	1 特定地域型保育の提供に関する記録は整備されているか。	(1) 市条例第49条第2項	<p>(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画が整備されていない。</p> <p>(2) 特定地域型保育の提供の記録を整備していない。</p> <p>(3) 特定地域型保育の提供に関する記録を5年間保存していない。</p>	C C C

会 計 経 理 ・ 公 定 価 格 編

目 次

特定地域型保育事業としての基準

1	利用者負担額の基準（会計）	
	（1）利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	1
	（2）会計の区分	2
	（3）記録の整備	2
2	公定価格に関する基準	2

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年10月8日条例第35号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市条例
3	令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
特定地域型保育事業としての基準					
<p>1 利用者負担額の基準(会計)</p> <p>(1) 利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育を含む。以下各項において同じ。)を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る支援法に規定する利用者負担額の支払を受けなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る支援法に規定する特定地域型保育費用基準額(以下「特定地域型保育費用基準額」という。)の支払を受けなければならない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、1及び2の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払(以下「上乗せ徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、上乗せ徴収の額は当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、1～3の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用の支払(以下「実費徴収」という。)を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、実費徴収は次の①から④までに掲げる費用のみとしなければならない。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、1～4の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、4の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得なければならない。</p>	<p>1 利用者負担額の支払いを受けているか。</p> <p>2 法定代理受領を受けないとき、特定地域型保育費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>3 上乗せ徴収の金額は定められた範囲内で設定されているか。</p> <p>4 ①から④以外の実費徴収を行っていないか。</p> <p>5 領収証を交付しているか。</p> <p>6 用途・額・理由について書面で明らかにしているか。</p> <p>7 上乗せ徴収について文書による同意を得ているか。</p> <p>8 実費徴収について同意を得ているか。</p>	<p>(1) 支援法第29条第3項第2号、第30条第2項第2～3号</p> <p>(2) 市条例第43条第1項</p> <p>(1) 市条例第43条第2項</p> <p>(1) 市条例第43条第3項</p> <p>(1) 市条例第43条第4項、第51条第3項</p> <p>(1) 市条例第43条第5項</p> <p>(1) 市条例第43条第6項</p>	<p>(1) 利用者負担額の支払いを受けていない。</p> <p>(1) 法定代理受領を受けないとき、保護者から特定地域型保育費用基準額の支払いを受けていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲内で設定されていない。</p> <p>(1) ①から④以外の実費徴収を行っている。</p> <p>(1) 費用の支払に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の用途・額・理由について書面で明らかにしていない。</p> <p>(1) 上乗せ徴収について保護者から文書による同意を得ていない。</p> <p>(1) 実費徴収について保護者から同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 会計の区分	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	(1) 市条例第33条、第50条	(1) 特定地域型保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(3) 記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	1 会計等の諸記録を整備しているか。	(1) 市条例第49条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
2 公定価格に関する基準	特定地域型保育事業者は、公定価格の加算(基本加算部分)が認定された場合は、加算水準を満たす職員等の配置を行わなければならない。	1 公定価格における加算が適正であるか。	(1) 留意事項通知別紙5家庭的保育事業	(1) 公定価格における加算が適正でない。	C